

共有すべき事例

2018年 No.6 事例 1

疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者は、二つの医療機関を受診しており、本薬局をかかりつけにしていた。医療機関Aでは数種類の薬剤が処方され、その中にはクエチアピン錠100mg「明治」1錠分1寝る前、ノウリアスト錠20mg 2錠分1朝食後が含まれていた。今回は医療機関Bを受診し、クラリスロマイシン錠200mg「杏林」2錠分2朝夕食後3日分が処方された。クラリスロマイシン錠200mg「杏林」はCYP3A4を強く阻害する薬剤であるため、両薬剤とは併用注意である。さらに、ノウリアスト錠20mgの添付文書には、CYP3A4を強く阻害する薬剤を投与中の患者には、1日1回20mgを上限とすることと記載がある。そこで、処方医に、同じマクロライド系抗菌剤ならアジスロマイシンに変更してはどうかと提案した結果、セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「日医工」3錠分3毎食後3日分に変更となった。

【背景・要因】

患者は、処方医にお薬手帳を見せず、医師も確認を怠った。

【薬局が考えた改善策】

患者に、お薬手帳は薬局だけでなく、どの医療機関でも受付時に提示するよう指導した。

その他の情報

クラリスロマイシン錠200mg「杏林」（一部抜粋）

【使用上の注意】

3. 相互作用

(2) [併用注意] (併用に注意すること)

薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子
非定型抗精神病薬 (CYP3A4で代謝される薬剤) クエチアピンのマル酸塩等	左記薬剤の血中濃度上昇に伴う作用の増強等の可能性があるため、異常が認められた場合には、投与量の調節や中止等の適切な処置を行うこと。	本剤のCYP3A4に対する阻害作用により、左記薬剤の代謝が阻害される。

事例のポイント

- 薬剤師が服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導などの機能を果たすことで、複数の医療機関を受診した場合でも薬剤の相互作用を防止することができた事例である。
- 患者が、かかりつけ薬剤師・薬局の役割を知り、利用することのメリットを理解できるよう、患者に啓発していくことも薬剤師の重要な役割の一つである。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2018年 No.6 事例2

疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者が耳鼻咽喉科の処方箋を持って来局した。デザレックス錠5mg 1錠就寝前5日分の処方であった。お薬手帳にテノゼット錠300mgの記載があり、B型肝炎の治療を受けていることがわかったため、肝機能障害を疑った。デザレックス錠5mgは、肝機能障害者ではCmaxおよびAUCが健康成人と比較して約2～3倍に上昇するが、アレグラ錠は1.1～1.2倍であることから、処方医にアレグラ錠60mgへの処方変更を提案した。その結果、アレグラ錠60mg 2錠分2朝夕食後5日分に変更となった。

【背景・要因】

患者は、処方医にお薬手帳を提示したが、処方の際に考慮されなかった。

【薬局が考えた改善策】

併用薬との相互作用だけでなく、患者の疾病や肝機能・腎機能を考慮し、処方薬剤の妥当性を判断する必要があることを薬局内で共有した。

その他の情報

デザレックス錠5mg（一部抜粋）

【使用上の注意】

1. 慎重投与（次の患者には慎重に投与すること）

（1）肝障害のある患者〔デスロラタジンの血漿中濃度が上昇するおそれがある。（「薬物動態」の項参照）〕

事例のポイント

- 肝障害のある患者に、禁忌ではないが慎重投与となる薬剤が処方された際、添付文書の情報をもとに、副作用回避の観点から、より適正な薬剤への変更を提案した事例である。
- 日々の業務では、処方監査に十分な時間をかけることが難しい場合がある。限られた時間内に処方監査を行うには、日頃から、薬剤に関する情報として添付文書などを熟読し、肝機能や腎機能などが低下している患者にも適正に使用できる薬剤を、薬効群ごとに整理しておくといよい。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2018年 No.6 事例3

疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

患者は、10年程前に循環器内科を受診し、ニトロペン舌下錠0.3mgが処方されたが、発作が出なかったため廃棄していた。4年前に患者が当薬局に初めて来局した際、泌尿器科からザルティア錠が処方された。お薬手帳にはニトロペン舌下錠0.3mgの記載はなく、患者からも「心臓の薬は飲んでいない」と聞き取った。その後も処方が継続され、ザルティア錠を交付する際には毎回併用薬を確認し、併用薬に関する注意点等が記載された印刷物「ザルティア錠を服用される方へ」も渡していた。今回、ザルティア錠の処方箋と一緒に、循環器内科からニトロペン舌下錠0.3mgの処方箋を受け付けた。この時に初めて患者から、10年程前にもニトロペン舌下錠0.3mgが処方されたことを聞いた。泌尿器科の処方医に疑義照会し、患者に泌尿器科を再受診してもらった結果、ザルティア錠が処方削除となった。

【背景・要因】

初めてザルティア錠の処方箋を受け付けた時は、硝酸剤との併用について丁寧に説明を行ったつもりであるが、何年も継続して処方されていたため、その後は交付時に説明書を渡すのみであった。患者が併用禁忌の薬剤についてはよく理解できていると思い込んでいた。

【薬局が考えた改善策】

継続して同じ薬剤を服用している患者に対しても、併用薬を確認し、併用禁忌の薬剤について説明を行うことが大切だとわかった。

その他の情報

ザルティア錠2.5mg/5mg（一部抜粋）

【警告】

1. 本剤と硝酸剤又は一酸化窒素（NO）供与剤（ニトログリセリン、亜硝酸アミル、硝酸イソソルビド等）との併用により降圧作用が増強し、過度に血圧を下降させることがあるので、本剤投与の前に、硝酸剤又は一酸化窒素（NO）供与剤が投与されていないことを十分確認し、本剤投与中及び投与後においても硝酸剤又は一酸化窒素（NO）供与剤が投与されないよう十分注意すること。[「禁忌」の項参照]

事例のポイント

- 患者の服用歴をすべて確認するには、お薬手帳だけでは不十分なことがある。また、患者から既往歴や現病歴を正確に聞き出すことも難しいことである。
- 患者から病名について情報を収集する際は、具体的な症状を例に挙げて確認するなど、聴き方を工夫することも必要である。
- 薬剤の患者説明用ツールを利用する際は、ただ渡すだけではなく、患者と一緒に重要事項を確認したり、成分名を販売名に置き換えて説明したりして、患者にとってわかりやすい説明を心掛けたい。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2018年 No.6 事例4

疑義照会に関する事例

事例

【事例の内容】

20歳代の女性患者に、トラニラストカプセル100mg「タイヨー」が処方された。患者の名字が、前回来局時の名字から変更になっていた。交付時に、この薬剤が妊婦には禁忌であることを伝えたところ、妊活中であると聞き取ったため、疑義照会を行った。薬剤が削除となった。

【背景・要因】

妊活中という情報から、妊娠する可能性があることがわかった。

【薬局が考えた改善策】

妊活という言葉が広まりつつあり、「妊娠の可能性」という言葉より使いやすい場面もあるため、活用していきたい。

その他の情報

トラニラストカプセル100mg「タイヨー」（一部抜粋）

【禁忌（次の患者には投与しないこと）】

（1）妊婦（特に約3カ月以内）又は妊娠している可能性のある婦人（「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項参照）

事例のポイント

- 妊婦は、使用に適した医薬品が限られているため、薬剤師の関わりにより薬物療法の安全性・有効性の向上が期待される。
- 特に、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人に禁忌となる薬剤が女性に処方された場合は、患者に妊娠に関する情報を確認する必要がある。
- 妊娠に関する情報を確認する際は、処方された薬剤が妊婦または妊娠している可能性がある婦人に影響を与えることを説明した上で、妊娠の有無や妊娠する可能性を確認するなど、患者に配慮した対応が望ましい。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。

※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくなるため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>